平成11年(行ケ)第138号 審決取消請求事件

平成11年9月7日口頭弁論終結

判 ダナ アレクサンダー インコーポレイテッド [A] 代表者 訴訟代理人弁理士 [B] 同 [C]被 特許庁長官 [D]指定代理人 [E][F] 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。 2

この判決に対する上告及び上告受理の申立てのための付加期間を30日と定め 3 る。

事実及び理由

第 1 当事者の求めた裁判

原告

特許庁が平成8年審判第4036号事件について平成10年12月15日にした 審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

主文1、2項と同旨 2 当事者間に争いのない事実 第 2

特許庁における手続の経緯

原告は、商標法施行令別表第29類の「ユッカから作ったスナックチップ、サ ツマイモから作ったスナックチップ、ルビータロから作ったスナックチップ、その他の根菜類から作ったスナックチップ、その他の加工野菜及び加工果物」を指定商品とし、「TERRA」の文字を横書きしてなる商標(以下「本願商標」とい う。)について、平成5年9月21日に商標登録出願をした(平成5年商標登録願第96375号)ところ、平成7年12月25日に拒絶査定を受けたので、平成8 年3月21日に拒絶査定不服の審判を請求した。特許庁は、同請求を平成8年審判 第4036号事件として審理した結果、平成10年12月15日に「本件審判の請 求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は平成11年1月20日に原告に 送達された。

審決の理由

別紙審決書の理由の写しのとおり、本件商標は、商標登録第2502259号商標(以下「引用商標」という。)と「テラ」の称呼を共通にする称呼上類似の商標であり、外観、観念についての相違を考慮しても、これに類似する商標であっ て、指定商品が包含関係にあるから、商標法4条1項11号に該当すると認定判断 した。

第3 原告主張の審決取消事由の要点

審決の理由1、2を認め、同3を争う。

審決は、本願商標及び引用商標の称呼の認定を誤り、その結果両者の類比の判 断を誤るに至ったものであって、違法であるから、取り消されるべきである。 1(1) 本願商標に係る「TERRA」の語は、英和辞典によれば、「t・r・」と 発音され、「地、土地、地球」を意味するラテン語であることは理解されるが、わ が国において親しまれている言葉ではない。

本願商標に係る指定商品は、幼児から年寄りまでを対象とする一般大衆商品であ る。そして、駅名や地名は、例えば札幌を「SAPPORO」とするようにローマ字表記することが多いことに加え、ローマ字は小学校4年生ころに履修するものであって、一般世人に極めてよく親しまれているから、本願商標に接する取引者・需要者は、ローマ字読みで「テッラ」と発音するはずである。

また、外国語に知識のある者は、本願商標の「TERRA」をラテン語であると 理解するから、これをラテン語読みで「テルラ」と発音することになる。

したがって、本願商標からは、ローマ字読みの「テッラ」及びラテン語読みの 「テルラ」の称呼が生じ、「テラ」の称呼は生じない。

(2) 被告主張のとおり新聞の記事中に「TERRA」の文字が掲載されているとし

ても、一般紙である朝日・毎日・読売・産経の各新聞では、10年間に19件にすぎず、他は専門紙や地方紙のものである。しかも、これらを合わせても決して多数掲載されたものとはいい得ない

掲載されたものとはいい得ない。 これらの記事は、ほとんどのものが雑誌のタイトルや団体名のように固有名詞的に「TERRA」の文字が使用されたものであり、また、「TERRA」の文字の

みならず「テラ」のカタカナ文字も同時に掲載されているものもあることからすると、新聞の発行者は、「TERRA」の文字は元々親しまれたものではないことを自覚していたからこそ、「テラ」のカタカナ文字も一緒に掲載したものと思われる。したがって、これらの記事は、決して「TERRA」が「テラ」と一般に称呼

されていることを裏付けるものではない。

2 引用商標の「OKUNOS」の部分は、引用商標の出願人である株式会社奥野に関連するものであって、「奥野の」という意味合いを想起させる。また、「テラ」は「寺」の意味合いを想起させる。そして、取引の実情においては、「OKUNOS」は無視されるものではなく、「奥野の寺」といった全体の意味合いからしても、「OKUNOS」と「テラ」とは不可分一体のものとしてのみ理解、認識される。

したがって、引用商標からは、「オクノステラ」の一連の称呼が生じるものであり、単なる「テラ」の称呼は生じない。

3 以上のとおり、本願商標と引用商標の称呼は異なるものであって、相紛れるおそれもないから、称呼においても非類似である。

第4 被告の反論の要点

1(1) 「TERRA」の文字は、昨今の各種新聞記事において多数掲載されており、また、これらの中には「テラ」と称呼されているものも多く見受けられる。

わが国における英語教育の状況、商業広告等において使用される頻度において、他の外国語に比べて英語が圧倒的に高いこと等に鑑みれば、本願商標に接した取引者・需要者は、これを英語の「TERRA」(地、土地、地球)と認識し、「テラ」と称呼するものとみるのが相当である。

また、「TERRA」の文字についての知識を有しない者も、自己の有する英語の知識に従って商標の文字の配列となるべく似たような配列からなる英単語を探し出し、称呼を特定するから、「TERRACE」を「テラス」、「TERRACO TTA」を「テラコッタ」と称呼することなどからすれば、本願商標は、「テラ」と称呼されるとみるのが自然である。

(2) 日本語の発音において、「促音」は、原則として「カ・サ・タ・パ」行音の前に、例外的に「ガ・ザ・ダ・バ」行音及び「ハ」行音の前に現れるとされており、現実にも、「ら」の前に促音を伴う日本語はほとんどない。したがって、「テッラ」は、日本語を用いる者にとって非常に発音しにくい音であるということができる。しかも、本願商標を、一見してローマ字表記による日本語を表したものと理解することもできない。このような状況において、本願商標が、原告主張のようにローマ字読みで「テッラ」と発音されるということはあり得ない。

ラテン語は、わが国において特に親しまれている言語ではなく、本願商標の指定商品との関係においても、本願商標を親しみの薄いラテン語読みにしなければならない格別な理由も見当たらない。したがって、本願商標について、英語の発音である「テラ」をさしおいて、ラテン語の「テルラ」の発音がされる理由はない。2 「OKUNOS」が「奥野の」、「テラ」が「寺」を容易に想起させるということはない。そして、「奥野の寺」が引用商標あるいは引用商標の指定商品との関

2 「OKUNOS」が「奥野の」、「テラ」が「寺」を容易に想起させるということはない。そして、「奥野の寺」が引用商標あるいは引用商標の指定商品との関連において、いかなる意味を有するか不明であるから、「OKUNOS」と「テラ」とが一体不可分のものとしてのみ認識されることはない。引用商標からは、「オクノステラ」のほか、「テラ」の称呼をも生ずる。

3 以上のとおり、本願商標と引用商標は、称呼が同一である。

第5 当裁判所の判断

1(1) 甲第2、第3号証によれば、「TERRA」は、英語では「テラ」のように発音され、「地、土地、地球、大地」等の意味を表すことが認められる。
(2) わが国においては、外国語のうちでは英語の普及率が圧倒的に高く、商業広告でも、英語が使用される頻度が他の外国語が使用される頻度よりも非常に高いことは当裁判所に顕著であり、この事実によれば、外国語と思われる商標に接した者は、その発音を知らない場合であっても、一般には、自己の有する英語の知識に従って、これを英語風に読もうとするものと解される。そして、例えば、甲第2、第3号証にみられるように、高校程度で履修される英語である「TERRACE」は

「テラス」のように、「TERRIBLE」は「テリブル」のように、「TERRITORY」は「テリトリ」のように、「TERRACOTTA」は「テラコッタ」のように発音されるなど、「RR」が1つの「R」として発音される語が英語に珍しくないことは当裁判所に顕著であるから、英語としての「TERRA」の発音を知らない取引者・需要者も、一般には、上記「TERRACE」等の発音などから類推して、本願商標を「テラ」と称呼するものと認められる。

- (3) 乙第2号証の1、2、6、7、9ないし11、13、20、乙第6号証によれば、昭和62年ころから平成3年ころにかけて、味の素株式会社が年商30億円程度の規模でスポーツドリンク「TERRA」を販売していて、上記スポーツドリンク「TERRA」を販売していて、上記スポーツドリンクは「テラ」と称呼されていたこと、平成2年ころから平成8年ころにかけて、安田火災海上保険株式会社が情報誌「TERRA」を発行していて、上記情報誌は「テラ」と称呼されていたこと、平成3年ころ、東急グループに属する建築会社がマンションに「TERRA」という商品名を付し、上記マンションは「テラ」と称呼されていたこと、平成3年ころ、東急グループに属する建築会社がマンションに「TERRA」という商品名を付し、上記マンションは「テラ」と称呼されていたこと、平成元年ころから平成9年ころにかける。、いずである。「TERRA」というである。「TERRA」において、現実生活において「テラ」以外の称呼がといる。この発音を示すものを例外として、現実生活において「テラ」以外の称呼がとしての発音を示すものを例外として、現実生活において「テラ」の称呼が自然なものとして生じることを裏付けるものというである。
- (4) 以上のとおりであるから、本願商標からは、「テラ」の称呼が生じることが認められる。
- 2 原告は、本願商標に接する取引者・需要者は、ローマ字読みで「テッラ」と発音する旨主張するので検討する。

確かに、発音について正確な知識のないローマ字群に接したとき、ローマ字読みをしてみるということは大いにあり得ることである。そして、「TERRA」を正確にローマ字読みすれば、「テッラ」と発音することになるのは、原告主張のとおりである。

「しかし、ス第3、第4号証によれば、日本語において、「ラ」音の前に促音がる には、あえて挙げるとしてわずかに「かっら」とされば、日本語におっら」とされば、日本語になったのう。とされてわずかに「かっら」とされている程度であり、一般の取引者・需要者にとって、ようなと正確なした。 にない言葉であるものというである。このようなと正確なにはない言葉であるものというべきである。このようなでは、本なの一では、本のの取引者・需要者が、「TERA」にないであるでは、本なのでは、であるでは、それを必要がないであるでは、それを必要がないであるでは、であるであるである。というが、それに発音がはないのである。というが、このようでもある。 東京である「テラ」を採用ローマラ」とのみが、本との取引者・需要者が、言いにくいき上記特別な事情はとを、本に、「テッラ」とを採用の表示である。

国の読み方でもある「テラ」を排除するとは考えられないのである。 3 甲第5号証によれば、引用商標は、上段に小さくローマ字で「OKUNOS」、下段に大きくカタカナで「テラ」と表記したものであることが認められ、上記事実によれば、引用商標からは、「オクノステラ」の称呼と並んで「テラ」の称呼も生じるものと認められる。

原告は、引用商標の「OKUNOS」の部分は「奥野の」、「テラ」は「寺」の意味合いを想起させ、「奥野の寺」といった全体の意味合いからしても、「OKUNOS」と「テラ」とは不可分一体のものとしてのみ理解、認識されるから、引用商標からは、「オクノステラ」の一連の称呼が生じるものであり、単なる「テラ」の称呼は生じない旨主張する。しかし、「OKUNOS テラ」は日本語としても英語としても「奥野の寺」という意味には理解できないし、「奥野の寺」が指定商品との関係で特定の意味があるものとも理解できないから、「OKUNOS テラ」が不可分一体のものとして理解、認識されるものとは認められない。したがって、原告の主張は、採用することができない。

- 4 そうすると、本願商標と引用商標は、「テラ」の称呼を共通にするものであって、外観、観念についての相違を考慮しても、類似の商標というべきである。
- 5 以上のとおりであるから、 原告主張の取消事由は理由がなく、その他審決には

これを取り消すべき瑕疵は見当たらない。 第6 よって、本訴請求を棄却することとし、訴訟費用の負担並びに上告及び上告 受理の申立てのための付加期間の付与について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法6 1条、96条2項を適用して、主文のとおり判決する。 東京高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官 山 下 和 明 裁判官 山 田 知 司 裁判官 宍 戸 充